

# 嘉麻市市民憲章制定進捗について

令和8年6月

嘉麻市総合政策課

# 1 嘉麻市市民憲章検討委員会設置要綱

## 嘉麻市市民憲章検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 嘉麻市に暮らす市民が互いに手を取り合い、豊かな生活を築き上げるための「共生の誓い」であり、市民の一体感を「絆」へと昇華し、「より良いまち」を市民一人ひとりが主役となって共に創り上げていく不変の指針としての嘉麻市市民憲章（以下「憲章」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、嘉麻市市民憲章検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 憲章の原案に関する事項
- (2) 嘉麻市総合計画策定委員会等からの意見の集約及び調整に関する事項
- (3) その他憲章の策定及び活用に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 福祉事務所長
- (5) 総務課長
- (6) 人事秘書課長
- (7) 総合政策課長
- (8) 総合政策課参事（地域コミュニティ推進担当）
- (9) 教育総務課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は市長をもって充て、副委員長は副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見の聴取又は必要な書類の提出及び説明を求めること並びに委員長が指名する委員（以下「指名委員」という。）に、関係者へのヒアリング又は実務的な調査を委託することができる。

- 2 指名委員は、前項の規定により委託された事項の結果について、速やかに委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年5月18日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

## 2 嘉麻市市民憲章検討委員会名簿

| 役職   | 氏名   | 職名      | 備考             |
|------|------|---------|----------------|
| 委員長  | 佐伯憲子 | 市長      |                |
| 副委員長 | 神代昭彦 | 副市長     |                |
| 委員   | 伊東新治 | 教育長     |                |
| 委員   | 梅井史枝 | 福祉事務所長  |                |
| 委員   | 大村輝生 | 総務課長    |                |
| 委員   | 縄田崇  | 人事秘書課長  |                |
| 委員   | 小林純一 | 総合政策課長  |                |
| 委員   | 西田俊輔 | 総合政策課参事 | (地域コミュニティ推進担当) |
| 委員   | 大野明治 | 教育総務課長  |                |

### 3 旧1市3町の「市民のことば」及び「町民憲章」

※5～6ページ参照

#### ■ 旧1市3町における特徴

##### ● 旧山田市：山田市民のことば

「郷土愛・自然共生・自己実現・生きがい・福祉育成・心の交流」

##### ● 旧稲築町：稲築町民憲章

「歴史と創造・環境共生・郷土の誇り・人間尊重・未来育成・産業活力」

##### ● 旧碓井町：碓井町民憲章

「郷土の恵み・環境美化・人権連帯・勤労活力・心身の健康・文化教養」

##### ● 旧嘉穂町：嘉穂町民憲章

「伝統と発展・山河愛護・人間尊重・未来開拓・心身の鍛錬・産業振興」

#### ■ 旧1市3町における共通事項

「自然・調和・産業・労働・協働・文化・教育・教養・人権・健康」

## 4 年間スケジュール

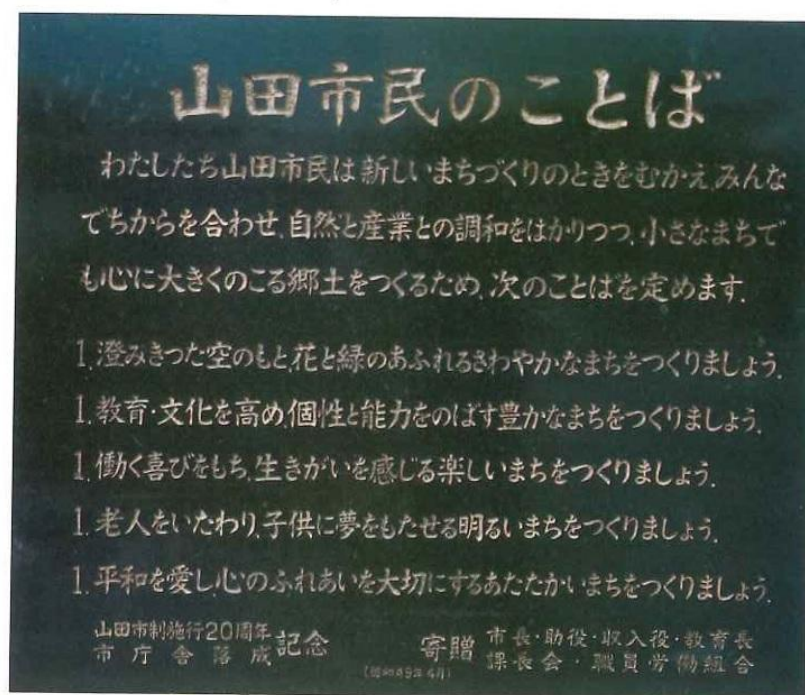
| 内容                            | 2026年度 |            |             |   |     |   |     |    |    |   |   |   |
|-------------------------------|--------|------------|-------------|---|-----|---|-----|----|----|---|---|---|
|                               | 4      | 5          | 6           | 7 | 8   | 9 | 10  | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 検討委員会設置要綱の策定                  |        | 5/18<br>策定 |             |   |     |   |     |    |    |   |   |   |
| 検討委員会議<br>(原案の検討・決定)          |        |            | 6/11<br>第1回 |   | 第2回 |   | 第3回 |    |    |   |   |   |
| 総合計画策定委員会等へ<br>憲章素案の意見徴収      |        |            |             |   |     |   |     |    |    |   |   |   |
| パブリックコメント                     |        |            |             |   |     |   |     |    |    |   |   |   |
| 市民憲章 決定・公表                    |        |            |             |   |     |   |     |    |    |   |   |   |
| 議会定例会へ<br>進捗等の報告              |        |            |             |   |     |   |     |    |    |   |   |   |
| 備考：パブリックコメントについては広報嘉麻9月号に掲載予定 |        |            |             |   |     |   |     |    |    |   |   |   |

スケジュールについては

現在、調整中

## 5 旧1市3町の「市民のことば」及び「町民憲章」 (その1)

(旧山田市)



市民のことば

(旧稲築町)



# 5 旧1市3町の「市民のことば」及び「町民憲章」 (その2)

(旧碓井町)

## 碓井町民憲章

私たち碓井町民は、長谷平の山の緑と嘉麻千手の清い流れに恵まれたこの地が、みんなの力で明るく住みよい町として発展することを願い、この町民憲章を定めます。

- 一、自然を愛し、きれいな住みよい町をつくりましょう。
- 一、人権を大切にし、連帯と協調のある町をつくりましょう。
- 一、勤労を尊び、豊かな活力のある町をつくりましょう。
- 一、心身をきたえ、健康で明るい町をつくりましょう。
- 一、教養をたかめ、個性ある文化の町をつくりましょう。

碓井町政史上、画期的な意義をもつ「碓井町住民センター」落成式の昭和五十六年十月二十四日、「碓井町民憲章」が制定された。この町民憲章は、「明るく豊かで住みよい碓井町」を築くための町民一体の指標であり、広く町内に公募した原案に基づき、制定委員会で熟慮検討のうえ決定されたものである。

## 2 町民憲章

(旧嘉穂町)

## 嘉穂町民憲章

わたくしたち嘉穂町民は、恵まれた山々と豊かな水の流れや、古い歴史とすぐれた伝統にはぐくまれてきました。

この郷土を愛するわたくしたちは、町民みんなが力を合せて、輝かしい未来に向かって限りない発展と、健全で平和な町づくりをねがい、この憲章を定め、日々の暮らしに生かします。

- 一、山河を愛護し、美しい住みよい町をつくります。
- 一、人間を大切にし、平和で明るい町をつくります。
- 一、教育を盛んにし、輝く未来を拓く町をつくります。
- 一、身体を鍛練し、逞しい活力ある町をつくります。
- 一、産業を振興し、みんなが働く町をつくります。

昭和60年11月17日制定

## 6 嘉麻市自治基本条例（前文）

---

嘉麻市は、福岡県のほぼ中央に位置し、遠賀川の源流を抱く山々の美しい自然に恵まれ、古くから豊かな穀倉地帯を形成し、農業を基幹産業とする地域として今日に至っています。また、明治中期以降は、筑豊炭田の一角として、日本の産業エネルギーを支えてきた歴史を有しています。地方分権が進展する今日、私たちは、多様で個性豊かな地域社会をつくるため、市民一人ひとりが自ら考え、自ら決め、そして自ら責任をもって市政に参画し、互いに協力して、先人から受け継いだ豊かな自然環境や歴史、文化を尊び、次の世代を担う子どもたちへ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、市民が自治の主体であることを基本とし、情報を共有し、互いの立場を尊重し、知恵と力を出し合い、一体となって協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした認識のもと、市民が主体となった自治の実現を図るための基本となる理念や原則を明らかにするとともに、市民の市政への参画と協働などを定め、すべての人権が尊重され、豊かで活力ある嘉麻市を築いていくために、嘉麻市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

# 7 第2次嘉麻市総合計画 基本構想（抄）

## 第1章 嘉麻市のまちづくりが目指すもの

### 第1章 嘉麻市のまちづくりが目指すもの

#### 1 市の将来像

すべての市民が安心を感じ、いきいきと暮らせるまちづくりは、いつの時代においても、欠かすことができない基礎的自治体としての使命であり、今後もまちづくりの土台です。

一方、本格的な人口減少・少子高齢化時代へ突入する中、全国平均を上回るスピードで人口減少が進む本市が、持続可能なまちとして発展していくためには、将来にわたり懸ることなく挑戦を続け、活力を生み出していくことが何よりも強く求められます。

「自治体消滅」という言葉すら聞こえる今日、地域の生き残りをかけた競争が始まっています。市民と行政がそれぞれの立場で役割を担い、責任を果たしながら、市民との協働によるまちづくりを実践していくことが、生き残るための最大の力であり、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、地域の主役（担い手）となり、それぞれが成果を分かち合えるような希望あるまちづくりを進めます。

本市には、古くから受け継がれてきた豊かな自然や、伝統、歴史、文化といった数多くの誇るべき資産が眠っています。その宝を今一度掘り起こし、さらに磨きをかけ、次の世代へ引き継ぐと同時に、その宝を活かしたまちづくりこそが地域の再興につながります。

こうしたまちづくりを通じて、県内外から「行きたい、住みたい」と思われ、市民が地域への誇りと愛着を持ち、「住み続けたい」と感じ、さらには、全国の人たちが嘉麻市と「つながりたい」という思いが広がるような嘉麻の実現を目指します。

#### 将来像

行きたい 住みたい つながりたい 遠賀川源流のまち 嘉麻  
～ みんなで創る “誇れるふるさと” “未来のふるさと” ～

#### 2 まちづくりの視点

将来像の実現のため、基本方針に基づく施策を実施するうえで、次の4つの視点を踏まえながら施策を推進します。

##### (1) 将来を見据えた段階的なまちづくり

今後10年間で理想の都市像に一気に到達することは難しいため、10年後、20年後を見据えて、今出来ることから戦略的に取り組むことが大切です。したがって、時間がかかっても、将来に向けた地固め（基盤となる条件整備）を蓄積を進めていくようなまちづくりに取り組みます。

また、本市は福岡県の中央に位置しており、広域アクセスやJR駅へのアクセス向上を図ることにより、産業振興、定住・移住の促進、観光・交流の拡大など多様な分野での可能性が高まるような地理的なポテンシャルを有していますが、国・県道の整備や公共交通の利便性向上には時間がかかります。このため、長期的な視点で今後の施策の骨格的な組み立てを行ったうえで、段階をおって蓄積を実現化していくまちづくりに取り組みます。

##### (2) 地域の資源を活かし、地域の魅力を高める

人口減少に歯止めをかけるには、生まれ育ったふるさとで住み続けられるような条件（生活を支える諸機能）や、一度ふるさとを巣立った人が再びふるさとに帰れるような条件を整えることも大切です。したがって、各地域の生活利便性を確保するとともに、各地域の文化や絆（コミュニティ）を大切にしながらまちづくりを推進し、各地域の魅力を高めるまちづくりに取り組みます。

##### (3) 目的に応じた柔軟な連携によるまちづくり

各施策の効率性を高めるためには、他の自治体や団体等との連携・協力のもとに取り組むことが大切です。したがって、隣接する飯塚市、桂川町、朝倉市等との広域連携はもとより、目的に応じて、国内外の都市や研究機関、金融機関、民間企業等との連携を図りながら進めるまちづくりに取り組みます。

特に、広域アクセスの向上による広域行政間の連携を図ることにより、産業振興や観光・交流等の可能性を高めるまちづくりに取り組みます。

##### (4) 健全な財政運営

本市の厳しい財政基盤の中で各施策を推進していくためには、「行政を経営する」といった基本的な視点を持ち、限られた経営資源を最大限活用して、行政サービスを効果的かつ効率的に提供していく必要があります。したがって、各施策について効率的な取り組みを図るほか、関連する施策を連携しながら展開するなど、効果を高める取り組みを行います。